

大臣認定不適合となった場合

大臣認定不適合となると・・・

このリーフレットで紹介したような何らかの手違いなどで、建築確認を受けた大臣認定書における仕様等と、実際の出荷製品の仕様等が異なってしまうと大臣認定不適合となります。

大臣認定とは異なる仕様の製品を出荷し、大臣認定不適合となると、その製品が使用された建築物を利用する人々を危険にさらすおそれがあります。

また、特定行政庁において建築基準法違反と判断される可能性があります。建築基準法違反と判断されると、違反建築物の是正対応等が必要となってきますので、十分に注意して下さい。

建築基準法違反の場合には、設計に関与した建築士が処分を受けたり、関係者に建築基準法に基づく罰則が適用されることもあります。

建築士法第10条に建築士の懲戒の規定があり、建築基準法に違反した建築士については、特定行政庁からの違反報告に基づき、処分基準に従って処分が行われます。

(このほかに都道府県知事による建築士事務所への処分もあり得ます。)

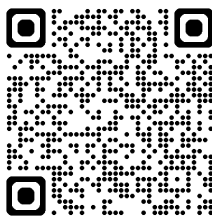
建築基準法に基づく罰則については、法第98条、第99条、第101条において、違反建築物の設計者又は工事施工者、認定建築材料と異なる建築材料を引き渡した者等を拘禁刑又は罰金に処する、とされています。

大臣認定不適合は未然に防ぐことが重要です。大臣認定品の仕様をしっかりと把握しましょう。そして、認定仕様の変更等を行う場合には、確実に変更申請を行いましょう。認定仕様の変更等にあたり、少しでも判断に迷う場合には、認定の前提となる性能評価を行った指定性能評価機関にご相談ください。

(参考) 指定性能評価機関一覧

指定性能評価機関によって、業務対象としている防耐火構造等・指定建築材料の区分が異なります。詳しくは、一般社団法人 建築性能基準推進協会のホームページをご確認ください。右の二次元コードを読み取ることで指定性能評価機関の一覧が閲覧可能です。

※二次元コードが読み取れない場合は、一般社団法人建築性能基準推進協会のホームページから「指定性能評価機関(指定区分別一覧)」を選択してください。



本リーフレットに関するお問い合わせ
国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 認定班
03-5253-8111

初版 令和7年1月

大臣認定を取得される方へ

防耐火構造等・指定建築材料の 大臣認定の取得・変更における 注意事項

大臣認定の認定内容を変更する場合は、
たとえ性能が向上すると考えられても変更申請が必要です。

大臣認定不適合となった場合には、
関係者に建築基準法の罰則が適用されることや、建築士が行政処分を受けることもあります。十分にご注意ください。

国土交通省住宅局
参事官(建築企画担当)付 認定班



建築基準法に基づく構造方法等の認定

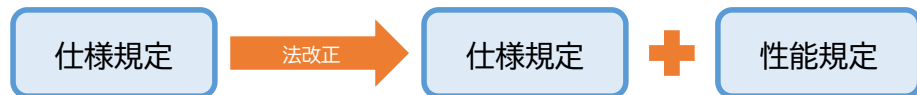
構造方法等の認定(大臣認定)とは？

大臣認定のはじまりは、2000年(平成12年)の建築基準法の改正に遡ります。それまでは建築基準法令の規定が仕様規定であったため、原則として定められた仕様を満たす構造方法(仕様規定)のみ使うことが認められておりました。

2000年の改正で性能規定化が行われ、各種(防火・構造・設備・一般構造等)の構造方法について、建築基準法令で性能を定め、その性能を満たす「国土交通大臣の認定を受けたもの(大臣認定品)」についても使うことが認められました。

このように、多様な建築材料や構造方法の導入を可能とするため、各種の構造方法の性能が、建築基準法令で要求する性能に適合しているものについて、国土交通大臣が認定する制度が、大臣認定制度です。

大臣認定品を使う場合には、建築確認にあたって、構造方法の認定書(大臣認定書)の内容について、確認を受けることとなります。



法改正以降は、これまでの仕様規定に加えて性能規定も使用できるようになりました。

大臣認定にあたって必要な性能評価とは？

大臣認定を申請する者は、あらかじめ指定性能評価機関による性能評価を受ける必要があります。性能評価とは、申請された建築材料や構造方法について、建築基準法令が要求している性能を満足しているか否かの評価です。

性能評価にあたっては、通常、防耐火構造等の場合には防耐火性能試験が、指定建築材料の場合には品質及び品質管理体制の実地確認が行われます。



指定建築材料の大臣認定における注意事項

●品質や品質管理体制を変更するときは？

指定建築材料について、大臣認定を受けた場合、認定を受けた品質基準に適合する製品を製造するだけでなく、認定を受けた品質管理体制を維持し、製品の製造を行う必要があります。

品質基準を変更した場合はもちろんのこと、品質管理体制を変更する場合にも、大臣認定の変更が必要となる場合がありますので、必ず変更前に指定性能評価機関にご相談ください。

それ、認定不適合です!!

不適合事案1(鉄筋)

【概要】

鉄筋に含まれる一部の化学成分が、大臣認定仕様で規定されていた数値を超過していたにもかかわらず、加工メーカーにおける材料受入検査で見落とされ、不適合のまま製造、出荷された。

【原因】

材料供給メーカーと加工メーカーで化学成分のダブルチェックをしていたが、途中から加工メーカーのみの確認となり、チェック体制が不十分で見落とされた。

【未然防止対策例】

受入検査時のみではなく、製造開始前にも成分の検査を行う。

不適合事案2(壁倍率)

【概要】

壁倍率の認定を取得している製品に使用する固定ねじの表面仕上げの仕様を、環境へ配慮して環境負荷の少ない仕上げ材に変更したが、大臣認定の変更を行っていなかった。

【原因】

認定取得者の大臣認定制度に対する認識不足。

【未然防止対策例】

認定内容に無い仕様への変更は、性能が維持される又は向上する場合でも大臣認定の変更認定が必要となることの社内教育や引き継ぎの徹底。



認定を取得した指定建築材料について、「別添」に記載された品質基準から外れた製品を出荷すると大臣認定不適合になります！



認定を取得した指定建築材料について、「別添」に記載された品質管理体制から外れた品質管理をしていると大臣認定不適合になります！

大臣認定における注意事項

防耐火構造等の大員認定における注意事項

●仕様を変更するときは？

別添に記載されている材料、仕様等を一部でも変更する場合、**性能評価及び大臣認定の再申請が必要です。**

性能が向上する変更であっても指定性能評価機関における性能評価を受ける必要があります。これまで「明らかに性能が向上する」と自社内で判断し、仕様変更を行っている事例がありました（以下の「不適合事案」参照）。

性能が向上する変更の場合、新たな試験を要しない性能評価を受けることや軽微な変更として対応することが考えられます。通常の性能評価手数料よりも安価に対応できる場合があります。詳しくは性能評価を行った指定性能評価機関にご相談ください。

それ、認定不適合です!!

不適合事案1(不燃材料)

【概要】

大臣認定を取得した仕様とは異なる粒径・種類の石粒、表裏面塗装の成分・厚み及びめっき鋼板厚みの製品を大臣認定品として販売した。

【原因】

指定性能評価機関から「燃焼に対して不利側の試験体の仕様で試験を行えば、有利側の製品で燃焼試験を再度する必要がない」と説明を受けたが、自社の大臣認定担当者が「製品仕様が大員認定仕様に対して有利側であれば、申請しなくてよい」と誤った認識をした。

【未然防止対策例】

大臣認定の重要性を海外工場も含めて社内でも共有し専門の委員会を設置し、定期的なミーティングを開き、大臣認定に対する教育を行う。また、大臣認定仕様から逸脱しないように製造管理を徹底する。仕様変更する場合は、事前に内容を把握し再申請を行い、認定書と齟齬のないように管理を行う。

不適合事案2(防火設備)

【概要】

防火設備の施工時に、大臣認定仕様と異なるねじの留め付けピッチで取付けを行った。

【原因】

設計図書に誤りがあり、ねじの留め付け間隔の加工指示が、大臣認定仕様に適合しない寸法になっていた。製品の設計や製造販売準備段階で、当該部分について確認が充分になされないまま、製品が出荷された。

【未然防止対策例】

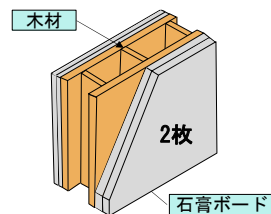
大臣認定の取得前後において、設計図書及び量産品について大臣認定仕様と相違がないかチェックするルールを作成し、再発防止に努める。



防耐火構造等の大員認定

防耐火構造等の大員認定とは？

防耐火構造等とした壁、柱、床などについて、指定性能評価機関で防耐火性能試験を行い、政令で定めた性能を有することが確認された場合に、防耐火構造等の大員認定を受けることができます。



防耐火構造
(壁)



防火材料
(アルミニウム箔)



防火設備
(防火戸)

認定書の構成

認定書は「認定書」と書かれた文書と「別添」と書かれた文書で構成されています。**「別添」では、製造・施工する際の仕様などが定められています。**

認定書	
〇〇〇〇様	〇〇〇〇号 〇年〇月〇日
国土交通大臣	
下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第〇条の規定に適合するものであることを認める。	
記	
1. 認定番号	〇〇-〇〇〇〇
2. 認定をした構造方法等の名称	〇〇〇〇
3. 認定をした構造方法等の内容	別添の通り

別添
主な記載内容
・構造名
・寸法、形状等
・材料構成、仕様
・構造説明図
・施工方法
・注意事項



認定を取得した防耐火構造等を製造・施工するとき、「別添」に記載された仕様などから外れていると大臣認定不適合になります！



大臣認定の変更申請にも性能評価が必要です。早めに指定性能評価機関に相談しましょう。

指定建築材料の大臣認定

指定建築材料の大臣認定とは？

指定建築材料(木材、鋼材、コンクリートその他国土交通大臣が定める23種類の建築材料)について、建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する場合、告示に定めるJIS・JASに適合したものとするか、国土交通大臣の認定を受けたものとすることを求めております(建築基準法第37条)。

指定建築材料は建築物の主要構造部に使用され建築物の安全に重要な役割を果たすため、その大臣認定においては、**建築材料の品質**とともに一定の品質を継続的に担保するための**品質管理**も求めています。

そして、**H12建設省告示第1446号第三に大臣認定にあたっての技術的基準**が定められています。

H12建設省告示第1446号

・法第37条の指定建築材料の技術的基準を定めている

第一 指定建築材料として23の品目を示している

指定建築材料23品目

構造用鋼材及び鋳鋼、高力ボルト及びボルト、鉄筋、コンクリート、免震材料、直交集成板 等

第二 第一の**建築材料区分ごとに求められるJIS又はJAS**が示されている(JISなら何でも良いというわけではない)(別表第一)
また、**これ以外の場合、大臣認定の取得が必要**

第三 **指定建築材料の大臣認定にあたっての技術的基準**

一 指定建築材料の区分ごとに別表第二(ハ)欄に掲げる測定方法等により確認された同表(ロ)欄に掲げる品質基準に適合すること

品質基準

二 建築材料の区分に応じ、それぞれ別表第三(ロ)欄に掲げる検査項目について、同表(ハ)欄に掲げる**検査方法により検査**が行われていること

三 品質基準に適合するよう、適切な方法により、**製造、運搬及び保管**がなされていること

四 **検査設備**が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること

五 **次に掲げる方法により品質管理**が行われていること

六 **その他品質保持に必要な技術的生産条件**を次のとおり満たしていること

品質管理基準

指定建築材料の大臣認定にあたっての品質管理に関する技術的基準

第五号 品質管理の方法

イの(1)～(3)で整備しなければならない社内規格を規定し、口～チで社内規格に基づいた品質管理の実行について規定している。

イ 以下の事項の社内規格の適切な整備

- (1)(i)製品の品質、検査及び保管に関する事項
- (ii)資材の品質、検査及び保管に関する事項
- (iii)工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
- (iv)製造設備及び検査設備の管理に関する事項
- (v)外注管理に関する事項
- (vi)苦情処理に関する事項
- (2)製品の検査方法その他製品は所定の品質であることを確認するために必要な事項が社内規格に定められていること
- (3)社内規格が適切に見直されており、就業者に十分周知されていること

社内規格の適切な運用

- イ(1)(i)(ii)に基づいた管理 ハ イ(1)(iii)に基づいた管理
- ニ イ(1)(iv)に基づいた管理 ホ イ(1)(v)に基づいた管理
- ヘ イ(1)(vi)に基づいた管理
- ト 上記の管理の記録が必要な期間保存され、品質管理の推進に有効活用されていること
- チ 免震材料については検査結果の改ざん防止の措置がとられていること

第六号 第五号を適切に行うための体制の整備

イ 品質管理の組織的な運営が図られていること

品質管理を適切に行うために、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、**品質管理推進責任者**を中心として各組織間の有機的な連携がとられていること

□ 品質管理推進責任者が配置されていること

工場等で**製造部門から独立した権限を有する品質管理推進責任者**を選任し、以下の職務を行わせること

- (i) 品質管理に関する計画の立案及び推進
- (ii) 社内規格の制定、改正等についての統括
- (iii) 製品の品質水準の評価
- (iv) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整
- (v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- (vi) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進
- (vii) 外注管理に関する指導及び助言
- (viii) 製品の品質基準への適合性の承認
- (ix) 製品の出荷の承認